

附 則（昭和四七年三月三一日法律第七

号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年五月二七日法律第五

号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年五月二七日法律第五

号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 改正後の所得税法第一百四十四条第二項、法人税法第六百六十四条第二項、相続税法第七十七条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三

項、石油ガス税法第三十一條第二項、石油税法第

十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、ト

ランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二

十八条第二項、取引所税法第二十条第二項、開

税法第一百七十七条第二項、関税暫定措置法第

四条、第五十八条の二（見出しを含む。）、第六

十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七

十二条、第七十三条、第九十七条及び第一百五

三条の三とし、同法第一百十三条の次に「一条を加

える改正規定、同法第一百十五条及び第一百六

条の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（第

百十三条の二）を「第百十三条の二（特例申告

書を提出期限までに提出しない罪）、第一百十三

条の三」に、「第六号まで（許可）を」「第七号

まで（許可）に改める部分に限る。）、第四条中

関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改

正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六

条までの規定については、平成十三年三月一日

から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から

施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十条 この附則に別段の定めがあるものを除

き、施行日前に課した、又は課すべきであった

道路税法の一部改正に伴う経過措置

附 則（平成二年三月三一日法律第二

号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同法第七条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十

四条、第五十八条の二（見出しを含む。）、第六

十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七

十二条、第七十三条、第九十七条及び第一百五

三条の三とし、同法第一百十三条の次に「一条を加

える改正規定、同法第一百十五条及び第一百六

条の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定（第

百十三条の二）を「第百十三条の二（特例申告

書を提出期限までに提出しない罪）、第一百十三

条の三」に、「第六号まで（許可）を」「第七号

まで（許可）に改める部分に限る。）、第四条中

関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改

正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六

条までの規定については、平成十三年三月一日

から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年三月三一日法律第一

号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から

施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規

定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお前前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお前前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれの法律の規定の適用に関する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第二百三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第二百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二

分の一への引上げのための財源措置並びに年

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第

三項並びに第九十四条において同じ。）は、施

行日以後に第四条の規定による改正後の地方

揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方

揮発油税の免除を受けた揮発油（地方道路税法第

二条第一項に規定する揮発油（租税特別措置法

第八十八条の六の規定により揮発油とみなされ

る揮発油類似品を含む。）をいう。以下この条、

附則第六十八条第二項、第七十三条、第八十二

条第二項、第八十四条第二項、第八十六条第二

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第

三項並びに第九十四条において同じ。）は、施

行日以後に第四条の規定による改正後の地方

揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方

揮発油税の免除を受けた揮発油（地方道路税法第

二条第一項に規定する揮発油（租税特別措置法

第八十八条の六の規定により揮発油とみなされ

る揮発油類似品を含む。）をいう。以下この条、

附則第六十八条第二項、第七十三条、第八十二

条第二項、第八十四条第二項、第八十六条第二

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第

三項並びに第九十四条において同じ。）は、施

行日以後に第四条の規定による改正後の地方

揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方

揮発油税の免除を受けた揮発油（地方道路税法第

二条第一項に規定する揮発油（租税特別措置法

第八十八条の六の規定により揮発油とみなされ

る揮発油類似品を含む。）をいう。以下この条、

附則第六十八条第二項、第七十三条、第八十二

条第二項、第八十四条第二項、第八十六条第二

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第

三項並びに第九十四条において同じ。）は、施

行日以後に第四条の規定による改正後の地方

揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方

揮発油税の免除を受けた揮発油（地方道路税法第

二条第一項に規定する揮発油（租税特別措置法

第八十八条の六の規定により揮発油とみなされ

る揮発油類似品を含む。）をいう。以下この条、

附則第六十八条第二項、第七十三条、第八十二

条第二項、第八十四条第二項、第八十六条第二

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第

三項並びに第九十四条において同じ。）は、施

行日以後に第四条の規定による改正後の地方

揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方

揮発油税の免除を受けた揮発油（地方道路税法第

二条第一項に規定する揮発油（租税特別措置法

第八十八条の六の規定により揮発油とみなされ

る揮発油類似品を含む。）をいう。以下この条、

附則第六十八条第二項、第七十三条、第八十二

条第二項、第八十四条第二項、第八十六条第二

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第

三項並びに第九十四条において同じ。）は、施

行日以後に第四条の規定による改正後の地方

揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方

揮発油税の免除を受けた揮発油（地方道路税法第

二条第一項に規定する揮発油（租税特別措置法

第八十八条の六の規定により揮発油とみなされ

る揮発油類似品を含む。）をいう。以下この条、

附則第六十八条第二項、第七十三条、第八十二

条第二項、第八十四条第二項、第八十六条第二

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第

三項並びに第九十四条において同じ。）は、施

行日以後に第四条の規定による改正後の地方

揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方

揮発油税の免除を受けた揮発油（地方道路税法第

二条第一項に規定する揮発油（租税特別措置法

第八十八条の六の規定により揮発油とみなされ

る揮発油類似品を含む。）をいう。以下この条、

附則第六十八条第二項、第七十三条、第八十二

条第二項、第八十四条第二項、第八十六条第二

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第

三項並びに第九十四条において同じ。）は、施

行日以後に第四条の規定による改正後の地方

揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方

揮発油税の免除を受けた揮発油（地方道路税法第

二条第一項に規定する揮発油（租税特別措置法

第八十八条の六の規定により揮発油とみなされ

る揮発油類似品を含む。）をいう。以下この条、

附則第六十八条第二項、第七十三条、第八十二

条第二項、第八十四条第二項、第八十六条第二

項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第

三項並びに第九十四条において同じ。）は、施

四 自動車関係諸税については、簡素化を図ること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

五 資産課税については、格差の固定化の防とともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十九年法律第二百一十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討することとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

附 則（平成二二年三月三日法律第六号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日
イからチまで 略

リ 第九条の規定（地方揮発油税法第十三条第一項の改正規定を除く。）

（罰則に関する経過措置）

第一百四十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（その他の経過措置の政令への委任）
第一百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4 平成二十四年十二月三十一日以前に第十条の規定による改正前の地方揮発油税法(以下「旧地方揮発油税法」という。)第十四条の第二項各号に規定する者に対する同項の規定

項、第一百五条、第一百六条、第一百八条から第百十四条まで、第一百十八条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十九条から第三十三条まで、第一百三十五条並びに第一百三十六条の規定

（罰則に関する経過措置）

附則第一條各号に掲げる

規定にあつては、当該規定、以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(政令への委任)

第一百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十一まで 略

十二 次に掲げる規定 令和十六年四月一日
イ 第七条及び第八条の規定並びに附則第二十六条の規定

(揮発油税法及び地方揮発油税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 第七条の規定による改正前の揮発油税法第九条及び第八条の規定による改正前の地方揮発油税法第四条の規定(次項において「旧揮発油税法等の規定」という。)の適用を受けた揮発油(租税特別措置法第八十八条の五に規定

定する揮発油をいう。以下この条において同じ。)につき、揮発油税法第十七条及び地方揮発油税法第九条第一項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が令和十六年四月分以後の各月分であるときは、当該揮発油については、第七条の規定による改正後の揮発油税法第九条及び第八条の規定による改正後の地方揮発油税法第四条の規定の適用を受けた揮発油を揮発油の製造者がその製造場に戻し入れ、又は移入したものとみなして、揮発油税法第十七条及び地方揮発油税法第九条の規定を適用する。

前項の規定は、旧揮発油税法等の規定の適用を受けた揮発油につき、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十五号)第七条の規定の適用がある場合について準用する。

(罰則に関する経過措置)

第一百五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第六八号)抄
(施行期日)
1 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 (令和六年三月三〇日法律第八号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

一 及び二 略
三 二次に掲げる規定 令和六年十月一日
イ からニまで 略
ホ 第八条の規定並びに附則第十六条及び第六十四条の規定
(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。